# 社団法人 日本雪氷学会北海道支部規約

#### (名称)

第1条 本支部は、社団法人日本雪氷学会北海道支部と称する。ただし略称を北海道支部とする。

#### (目的)

第2条 本支部は、社団法人日本雪氷学会定款第4条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1. 雪氷および寒冷に関する学術調査・研究その他関連事項
- 2. 雪氷および寒冷に関する研究会、講演会、座談会、見学会等の開催
- 3. 会員相互の連絡
- 4. 本部理事会が委嘱又は承認した事項
- 5. その他必要な事業

## (会員)

第3条 本支部の会員は、北海道に在住する社団法人日本雪氷学会の会員とする。また、他支部に所属する会員であっても、本支部に所属することを希望する場合は、重複所属することを妨げない。

#### (役員)

第4条 本支部につぎの役員を置く。

支部理事 20名以内(うち、支部長1名、副支部長 若干名)

支部監事 2名

支部幹事 20名以内

# (役員の選出)

第5条 支部の理事・監事は、支部総会において、支部会員の中から選任する。

### (支部長および副支部長の選出)

第6条 支部長および副支部長は、支部理事の互選とする。

#### (幹事および幹事長の選出)

第7条 幹事および幹事長は、支部会員の中から支部長が委嘱する。

### (理事の職務)

第8条 支部長は、本支部を代表し、その会務を総理する。

- 2 副支部長は、支部長に事故あるとき、または欠けたとき、あらかじめ支部長が指名した順序でその職務を代行する。
- 3 支部理事は、支部理事会を組織し重要な事項を決議する。

## (監事の職務)

第9条 支部監事は、支部の事業、会計を監査する。

## (幹事の職務)

第10条 支部幹事は、支部の会務を処理する。

## (理事会)

- 第11条 支部理事会は、支部理事で構成され、重要な事項を議決する。
  - 2 支部理事会の議長は支部長とする。
  - 3 支部理事会は、支部理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

# (幹事会)

第12条 支部幹事会は、支部幹事で構成され、支部長の命を受けて支部事業の企画および会計ならびにそ の他の会務を処理する。

#### (役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とする。再任を妨げない。

#### (顧問、評議員)

第14条 本支部に顧問および評議員を置くことができる。

- 2 顧問および評議員は、支部理事会の議決を経て支部長が委嘱する。
- 3 顧問および評議員は、本支部の発展に寄与するため、支部長の諮問に応じて意見を具申する他、 随時建設的提案を行う。
- 4 第13条は、顧問、評議員について準用する。

## (総会)

第15条 本支部は、毎年1回、通常総会を開くほか、必要に応じ臨時総会を開く。

- 2 総会においては、下記の事項の承認を受けなければならない。
  - 1. 支部役員
  - 2. 事業計画および収支予算
  - 3. 事業報告および収支決算
  - 4. 財産目録および貸借対照表
  - 5. 重要なる財産の処分
  - 6. 支部規約の変更
  - 7. その他支部理事会において必要と認めた事項

# (資産および会計)

第16条 本支部の財産は次のとおりとし、支部長がこれを管理する。

- 1. 本部からの交付金
- 2. 寄付金
- 3. その他
- 2 本支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付則 本規約は昭和34年5月18日より施行する。 本規約は昭和53年6月 8日に改正する。 本規約は平成 6年6月15日に改正する。 北海道の雪氷 No.14

ISSN-1340-7368

平成7年8月31日発行 発行日本雪氷学会北海道支部 〒060 札幌市北区北19条西8丁目 北海道大学低温科学研究所内 TEL:011-716-2111 内線5491,5478